

令和07・08・09年度修理等役務契約に関わる企画競争の応募者募集要領

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
畑中 誠

修理等役務請負契約について、下記のとおり企画提案書の提出者を募集します。

記

- 1 調達品目等の概要
調達概要書のとおり。
- 2 募集に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。
 - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 応募時点又は募集対象の期間において有効な資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「物品の製造」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。又は、有する見込みの者であること。
 - (3) 希望する品目の修理等役務に必要な法令、規定に基づく許認可等を有している者であること。又は、契約締結までに許認可等を受けられる見込みの者であること。(下請負者を要する場合、下請負者についても同様とする。)
 - (4) 同一又は類似品の製造又は修理実績がある。若しくは、修理等役務に必要な能力を有すること。
 - (5) 不具合発生時、迅速かつ継続的に対応できる者であること。
 - (6) 第4補給処の「入札及び契約心得」及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能な者であること。
 - (7) 防衛省指名停止権者又は航空幕僚長から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (8) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負にいて防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (9) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
 - (10) 希望する品目に秘密の指定区分があるものについては、秘密に関する文書、

図画及び物件を保管できる設備を有し、かつ航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあること。また、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者であること。（特別防衛秘密又は特定秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。）

- (11) 契約の履行にあたって必要となる特許権、実用新案権、著作権等のその他の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者であること。

3 参加表明

応募を希望する者（以下「応募者」という。）は「参加表明書（別紙様式）」を提出するとともに、前項第2号から第4号までに掲げる条件を満たしていることを証明する資料（以下「証明資料」という。）を提出しなければならない。ただし、募集期間中に同一品の第4補給処への契約実績がある者は、証明資料の提出を省略することができる。

4 参加表明書提出期限及び提出先

(1) 提出期限

調達概要書のとおり。提出時間は、午前8時15分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 提出先

「参加表明書及び証明資料」は、第1号に示す提出期限までに次の提出先へ1部を持参又は郵送するものとする。

埼玉県狭山市稲荷山2-3

航空自衛隊第4補給処調達部契約課

04-2953-6131（内線4335）

5 仕様書等の閲覧時間、閲覧場所及び閲覧手続

(1) 閲覧時間 前項第1号の提出時間と同じ。

(2) 閲覧場所 指定場所による。

(3) 閲覧手続 前項第2号に調整の上、所定の手続により閲覧を許可する。

注：秘に関わる仕様書等の閲覧については、第2項第10号に限る。

6 企画提案書の提出者の選定

応募者で第2項に掲げる条件を満たした者を選定し、その旨を通知するとともに企画提案要求書を交付する。条件を満たさなかった者については、非選定通知を行う。

なお、条件を満たした者が1者で、かつ、調達品等と同一の修理（改修を含む。）実績を有する者である場合には、過去の修理実績の確認をもって企画提案書による審査をせずに、

応募者を指名候補者名簿に登載する。

7 企画提案書の項目

企画提案に参加できることとなった者は、次の各号の全てについて記述した「企画提案書」を提出しなければならない。

- (1) 技術に関する事項
- (2) 設備に関する事項
- (3) 技術資料等に関する事項
- (4) 修理体制
- (5) 品質保証体制
- (6) 不具合対策、修理部品等の管理体制
- (7) 経済性

8 企画提案書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限企画提案要求書に示す。
- (2) 提出先等「企画提案書」は、提出期限までに第4項第2号に示す提出先へ3部を持参又は郵送する。

9 企画提案書の審査等

- (1) 提出資料の提出者は、第4補給処の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 提出資料の提出者は、第4補給処の担当者から修理体制等の調査のために工場等（下請負者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。
- (3) 提出された企画提案書に基づき、提案の実現性及び妥当性、提案内容の優劣等を総合的に評価し、契約の円滑な履行のために最も優れた企画提案をした者を選定する。

10 審査結果の通知等

審査の結果、契約の円滑な履行のために、最も優れた企画提案をした者については、指名候補者名簿に登載するとともに、その旨を通知する。ただし、優れた企画提案をした者が複数で、その評価が同等の場合は、複数者を指名候補者名簿に登載する場合がある。指名候補者名簿に登載されなかった者については非登載通知を行う。

11 指名候補者名簿に登載されなかった者に対する理由の説明

- (1) 指名候補者名簿に登載されなかった者は、分任支出負担行為担当官（以下「分支担当官」という。）に対して登載されなかった理由（以下「非登載理由等」という。）について、非登載通知をした日の翌日から起算して、5日（休日を含まない。）以内に書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出時間 第4項第1号の提出時間と同じ。

イ 提出先等 第4項第2号に同じ。

ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。

- (2) 分支担官は、非登載理由等について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して、5日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

12 再苦情の申立て

- (1) 前項第2号の説明に不服のある者は、非登載理由等に係る書面を受け取ってから7日（休日を含まない。）以内に、書面により分支担官に対して再苦情の申立てを行うことができる。

ア 提出時間 第4項第1号の提出時間に同じ。

イ 提出場所 第4項第2号に同じ。

ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。

- (2) 分支担官は、再苦情の申立てをされたときには、前号の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に再苦情の申立てをした者に対して書面により回答する。

13 参加表明書、証明資料及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）の提出にあたっての留意事項

- (1) 応募にあたっての官給品及び貸付品の貸与は行わない。
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載をした者は、当該品目の指名候補者名簿へ登載しない。
また、第4補給処における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (3) 第9項第1号又は第9項第2号に反した者は、当該品目の指名候補者名簿へ登載しない。
- (4) 企画提案書等の作成、提出、説明及び第9項第2号の調査への協力に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 企画提案書等は返却しない。
- (6) 企画提案書等は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (7) 提出期間を過ぎてからの企画提案書等の差し替え、再提出は認めない。ただし、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。
- (8) 企画提案書等に自社以外のものがある場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出所元を明らかにすること。
- (9) 当公示における応募者の募集期間は、令和9年度末までとする。

14 指名候補者名簿登載者及び応募者の義務

- (1) 指名候補者名簿へ登載された者（以下「登載者」という。）には、品目ごとに調達要求があった場合、随意契約の通知を行う。ただし、登載者が複数の場合には指名競争の通知を行う。しかし、指名候補者名簿へ登載されていても大きな義務違反があった場合又は不正な行為が認められた場合は指名候補者名簿から削除することがある。また、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当と認められなくなった者及び随意契約の

- 相手方として適当と認められなくなった者は、指名競争及び随意契約の通知を行わない。
- (2) 登載者で指名競争の通知を受けた場合には、入札及び契約心得（第4補給処公示第45号（平成20年5月29日））を熟知の上、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。
 - (3) 登載者で、契約することを希望しなくなった場合には、速やかに指名候補者名簿からの抹消請求を行わなければならない。
 - (4) 応募者は、閲覧した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏えいしてはならない。また、契約履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理しなければならない。
 - (5) 応募者は、契約の履行にあたって必要となる特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能なもので、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。
 - (6) 契約の履行にあたり官が保有する器材の貸付けを希望する場合は、その使用時期及び保管等について、個々の貸付条件を承諾し適切に管理できる者であること。

15 その他の注意事項

- (1) 前項各号の義務に違反した応募者は、第4補給処における応募を一定期間制限することがある。
- (2) 別表の品目については、過去の調達実績に基づき記載してあるため、今後必ず調達があることを保証するものではない。また、仕様書等の内容に多少の変更がある場合がある。

別紙様式
(会社文書管理番号等)
令和 年 月 日

参 加 表 明 書

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
〇〇 〇〇 殿

所在地
会社名
代表者名

公示第 号(令和 年 月 日)の募集に関し、別添品目について資格要件資料を添えて参加を表明します。

なお、同公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約致します。

添付書類：1 参加表明品目表
2 資格審査申請表

資格審査申請表

〇〇〇〇〇〇〇株式会社

No.	審査項目	審査基準		必要な提出資料
1	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。	該当しない。	該当する。	—
2	応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）を有する。又は有する見込みである。	有している。 （見込みあり）	有していない。 （見込みなし）	資格審査結果通知書の写し
3	希望する品目の役務に必要な法令、規定に基づく許認可等を有している。	参加表明品目表による。		許認可等の取得状況等の証明
4	同一又は類似品の製造又は修理実績がある。	参加表明品目表による。		
5	部隊での不具合発生時、迅速かつ継続的な対応が可能である。	可能である。	可能でない。	—
6	第4補給処が定めた役務請負契約条項を適用して契約を締結することができる。	可能である。	不能である。	—
7	契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等のその他の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能なもので、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている。	措置している。	措置していない。	措置済みの証明書等（合意書）
8	秘密を取り扱う場合には、秘密に関する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、かつ、航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがある。また、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる（特別防衛秘密又は特定秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。）。	保管設備あり （見込みあり）	保管設備なし （見込みなし）	—
		自社規則あり （見込みあり）	自社規則なし （見込みなし）	自社規則
9	防衛省指名停止権者又は航空幕僚長から指名停止の措置を受けている期間中でない。	受けていない。	受けている。	—

記入要領

「審査基準」の欄について、No.1，2，5～9は、該当する方に○をつける。また3，4については、「参加表明品目表」の品目毎に記入する。